



鳥取県公報

平成17年10月25日(火)
号外第173号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部を改正する規則 (105) (観光課) 1

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例 (以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、米子コンベンションセンター (以下「センター」という。)に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則 (以下「規則」という。)で規定されていたセンターの利用時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
- (3) センターを利用する際の禁止行為について、条例で規定されている行為に加えて規則で規定する。

2 規則の概要

- (1) センターにおいては、指定管理者の承認を得た場合を除き、次の行為をしてはならない。
 - ア 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
 - イ 物品の販売を行うこと (見本市、展覧会その他物品の販売を伴う利用のために利用の許可を受けた場合を除く。)
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

規 則

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第105号

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則（平成9年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、別表及び様式の表示並びに削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(施設設備の滅失等の届出)</p> <p>第2条 センターの利用者は、センターの施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に届け出て、その指示を受けなければならない。</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第2条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) 多目的ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室、リハーサル室及び会議室 午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) 前号に掲げる施設以外の施設 午前8時30分から午後10時まで</p> <p>2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨をセンターに掲示しなければならない。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第4条 条例第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申込書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申込書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 多目的ホール（2分の1面を利用する場合を除く。）、小ホール、楽屋又は楽屋事務室 利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の1年前から7日前まで</p> <p>(2) 前号に掲げる施設以外の施設 利用日の6月前から前日まで</p> <p>(利用の通知等)</p> <p>第5条 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号により通知するものとする。</p> <p>2 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、知事の請求があったときは、前項の通知書を提示しなければならない。</p> <p>(利用許可の変更)</p> <p>第6条 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(利用の辞退の届出)</p> <p>第7条 利用者は、センターの利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(施設設備の滅失等の届出)</p> <p>第8条 利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(利用の終了の届出)</p> <p>第9条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。</p>

(利用料金の減免)

第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に
応じ、当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 多目的ホール又は小ホールを文化芸術に関する活動を行う団体であって
知事が別に定める基準に該当するもの(以下「文化芸術団体」という。)が
文化芸術の振興のために行う公演、展示等の活動(実費を超える額の入場料
又はこれに類するものを徴収しないものに限る。以下「公演活動等」という。)
のために利用するとき 施設利用料(電気を使用したとき、又は冷房若しく
は暖房をしたときに加算すべき部分を除く。次号、第5号及び第6号におい
て同じ。)の2分の1の額への減額
- (2) 多目的ホール又は小ホールを文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は
練習のために利用するとき 施設利用料の別表第1に定める額への減額
- (3) 多目的ホール(条例別表の1の(1)のアを適用する場合に限る。)又は
小ホールを専ら準備又は練習のために利用するとき(前号に掲げる場合を除
く。) 施設利用料の別表第2に定める額への減額
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条
の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技
能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第
1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に
定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」
という。)が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学
年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の
規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しな
いことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利
用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除
- (5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障
害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する
心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用
料の免除又は知事が別に定める額への減額
- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支
援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料の
免除又は知事が別に定める額への減額

(利用料金の還付)

第11条 利用者が既に収めた利用料金(以下「既納利用料金」という。)は、還
付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、当該各
号に定める額を還付することができる。

- (1) 利用者が、自然災害その他のやむを得ない理由によりセンターを利用でき
なくなったとき 既納利用料金の全額
- (2) 利用者が、利用日の7日前(多目的ホール(2分の1面を利用する場合
を除く。)、小ホール、楽屋又は楽屋事務室の利用にあっては、1月前)まで
に第7条の届出書を提出したとき 既納利用料金の2分の1の額
- (3) その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が別に定める額

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知
事が別に定める。

(行為の制限)

第3条 条例第8条第1項第4号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、
センターの管理上支障のないものとして指定管理者が認める場合は、この限り
でない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと(見本市、展示会その他物品の販売を伴う利用の
ために条例第7条第1項の許可を受けた場合を除く。)

別表第1 (第10条関係)

区 分	金 額
多目的ホール(条例別表の1の(1)の アを適用する場合に限る。)又は 小ホールを利用する場合	別表第2に定める額の2分の1の額
多目的ホール(条例別表の1の(1)の イを適用する場合に限る。)を利	1時間につき3,380円(2分の1面 を利用する場合にあっては、

用する場合	1,690円)
-------	---------

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

別表第2 (第10条関係)

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
多目的ホール	16,330円	32,660円	40,830円	81,660円
小ホール	2,440円	4,890円	6,110円	12,220円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 午前零時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。

様式第1号 (第4条関係)

鳥取県立米子コンベンションセンター利用申込書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立米子コンベンションセンターを利用したいので、申し込みます。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
内 訳	準備期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	開催期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	撤去期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入場予定者数	延べ 人1日最大 人 (月 日) 最小 人 (月 日)
入場料の徴収等	有 (最高額 円) ・無 一般公開・関係者のみ
営利・非営利の別	営利・非営利
冷・暖房等の利用	有 (冷房・暖房・展示用電気・展示用水道) ・無
会場責任者	(住 所) (氏 名) (電話番号)

注 情報プラザを利用する場合にあっては、「利用施設」欄にその利用面積を平方メートル単位で記入すること。

様式第2号 (第5条関係)

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 印

鳥取県立米子コンベンションセンターの利用について (通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用料金	円 (冷・暖房利用料、設備利用料等は含まない。)
利用の条件	

様式第3号 (第6条関係)

鳥取県立米子コンベンションセンター利用変更申込書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立米子コンベンションセンターの利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日及び番 号	年 月 日 第 号	変更の有無
催物の名称		
利用の目的 (催物の内容)		
利用施設		
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
内 訳	準備期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	開催期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	撤去期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
入場料の徴収等	有 (最高額 円)・無 一般公開・関係者のみ	
営利・非営利の別	営利・非営利	
冷・暖房等の利用	有 (冷房・暖房・展示用電気・展示用水道)・無	

注 全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については「変更の有無」欄に「有」と記入すること。

添付書類 変更に係る利用通知書

様式第4号 (第7条関係)

鳥取県立米子コンベンションセンター利用辞退届出書

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所
届出者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

鳥取県立米子コンベンションセンターの利用を辞退するので、次のとおり届け
出ます。

通知の年月日及び 番 号	年 月 日 第 号
催 物 の 名 称	
利 用 施 設	
利 用 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
辞 退 の 理 由	

添付書類 辞退に係る利用の通知書

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。